



学校避難訓練の実施

	避難人数	バス台数
北辰小学校 (児童・職員)	90人(うち児童79人職員11人)	3台(大型)

各バス集合場所の配車経路(実績)

各バス集合場所の配車経路	
北辰小学校避難バス(3台) (町有バス)	北辰小学校(8:55発) 留寿都村(10:22着) 所要時間(1時間27分)



PAZ内(泊村)住民の避難実施結果

資料51



一時移転等の実施結果(岩内町)

資料53

岩内町

地区	出発地点	出発時間	移動手段	人数	避難退域時検査所	避難先	到着時間
野東	岩内あけぼの学園	10:55	バス	26人	後志総合振興局	太陽の園 (伊達市)	14:10
野東	コミュニティホーム岩内	12:34	福祉車両	6人		-	13:15
宮園	岩内厚生園	13:08	福祉車両	7人		黒松内つくし園	15:01
栄	グループホームそよかぜ	13:03	福祉車両	4人		-	-

岩内地区

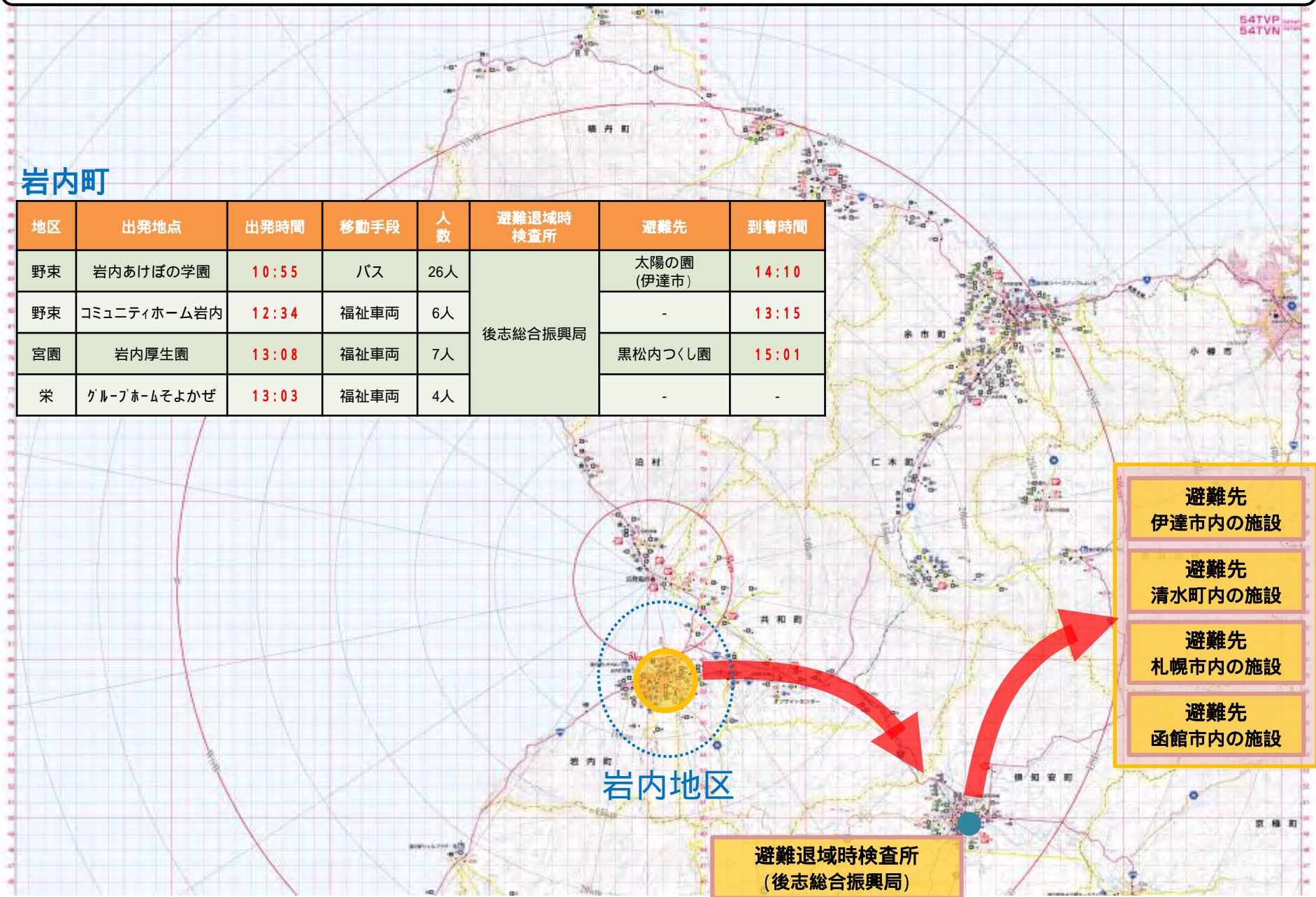
避難先
伊達市内の施設

避難先
清水町内の施設

避難先
札幌市内の施設

避難先
函館市内の施設

避難退域時検査所
(後志総合振興局)



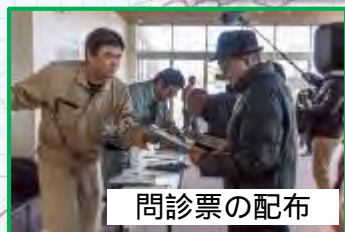
一時移転等の実施結果(神恵内村)



神恵内村

地区	出発地点	出発時間	移動手段	人数	避難退域時検査所	避難先	到着時間
神恵内	神恵内村役場	12:56	バス	23人	スペースアップル よいち	ガトーキングダム札幌 (札幌市)	16:10
神恵内	神恵内村役場	12:50	自家用車	2人			15:34
珊内	珊内ヘリポート	13:33	ヘリ	6人			16:10

一時移転等の実施結果(積丹町・古平町)



文化会館

積丹・古平地区

古平町:避難先
小樽総合体育館(小樽市)

積丹町:避難先
西区体育館(札幌市)

避難退域時検査所
(スペースアップル余市)



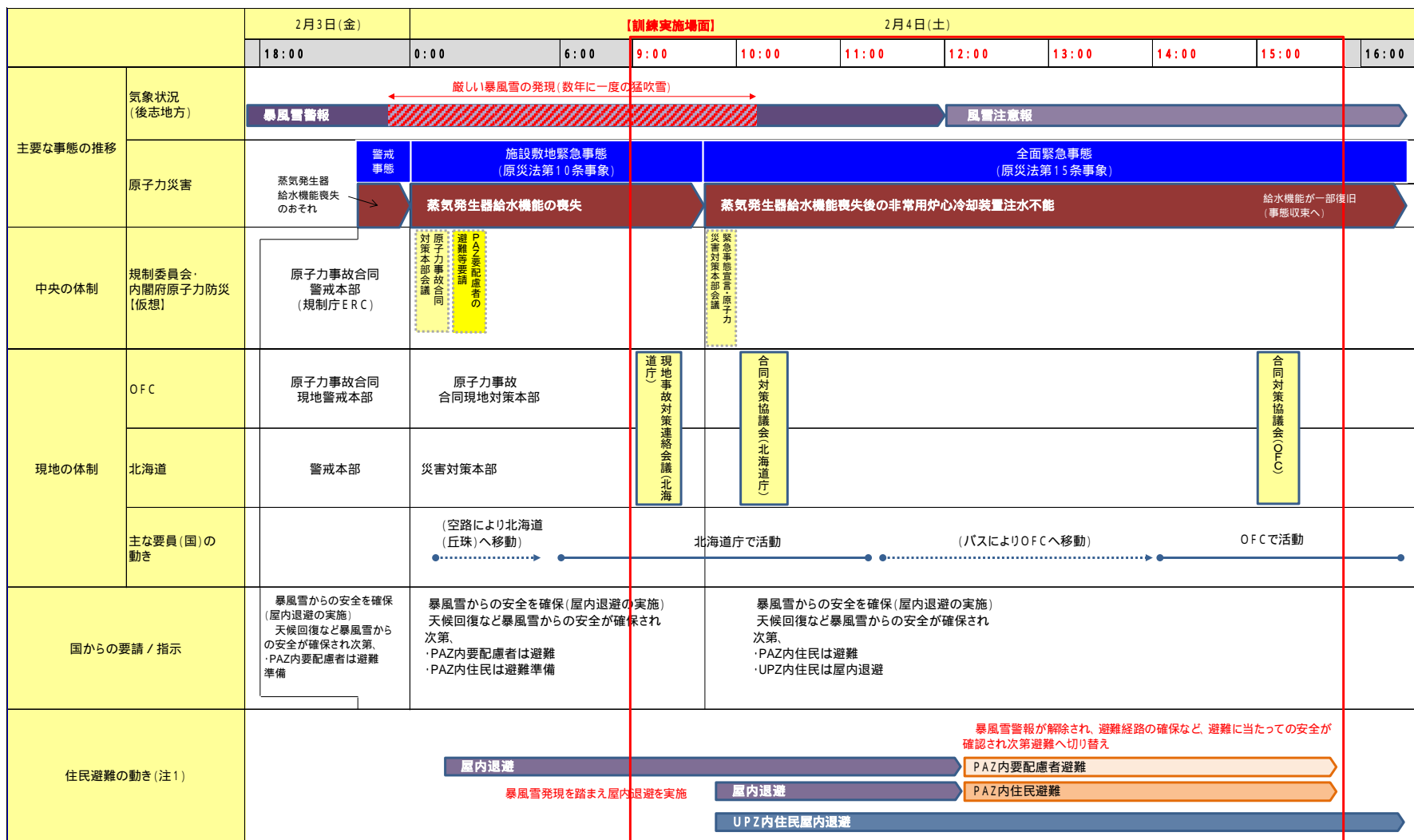
積丹町

地区	出発地点	出発時間	移動手段	人数	避難退域時検査所	避難先	到着時間
美国	総合文化センター	12:52	バス	28人	スペースアップル よいち	西区体育館 (札幌市)	-

古平町

地区	出発地点	出発時間	移動手段	人数	避難退域時検査所	避難先	到着時間
沢江 浜一 旭	海洋センター	12:38	バス	15人	スペースアップル よいち	小樽市総合体育館 (小樽市)	14:23
本町 丸山町 新地町	幼児センター	12:28		14人			
港町	漁港会館	12:26	5人	14:23			
浜三	元気プラザ	12:32	4人				
銀座 浜五 清住 本陣	文化会館	13:12	バス	17人			
れい明	共働の家	13:00	福祉車両	4人		小樽市内の施設	14:24
れい明	共働の家	13:00	福祉車両	11人		14:24	
-	古平町役場	13:00	自家用車	2人		小樽市総合体育館 (小樽市)	14:09
-	古平町役場	13:00	自家用車	2人		14:11	

冬季訓練の流れ



(注1) 実動訓練は意思決定訓練のシナリオとは切り離して実施

地域の特性(冬季の降雪や積雪)を考慮した要素訓練 訓練項目等

資料58

訓練項目	訓練目標	主要活動項目
オフサイトセンター運営訓練	<p>暴風雪の状況を踏まえ、原子力災害現地対策本部の活動拠点を移動しながら、オフサイトセンターの運営を行うとともに、住民等の防護措置の実施方針について、意思決定ができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・要員参集、移動 ・本部活動 ・機能班活動 ・全体会議
緊急時モニタリングセンター運営訓練	<p>暴風雪の状況を踏まえ、緊急時モニタリングセンターの活動拠点を移動しながら運営するとともに、緊急時モニタリング実施計画の立案や意思決定ができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・要員参集、移動 ・EMCの運営 ・実施計画の作成
安定ヨウ素剤の緊急戸別配布訓練	<p>暴風雪時に天候回復を待つ間のPAZ内住民の予防服用体制を確保するため、共和町職員による安定ヨウ素剤の緊急戸別配布ができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・配布体制確立 ・移動 ・戸別配布
PAZ内住民の避難訓練	<p>天候回復後、降雪や積雪を考慮した避難ができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・集合場所の開設 ・避難指示伝達 ・住民の受付・誘導 ・避難実施
要配慮者の救助・搬出訓練	<p>自宅等の除雪が困難で避難行動を取ることができない要配慮者等の救出支援ができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・除雪 ・要配慮者救出 ・要配慮者搬送
ヘリコプターによる物資緊急輸送訓練	<p>降雪・積雪期においてヘリコプターを活用した応急活動(物資輸送: 全面緊急事態に伴い、携帯電話の円滑な通信環境を迅速に確保するため、可搬型基地局を空輸)ができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時ヘリポート開設(除雪) ・陸自ヘリ着陸 ・物資搬出



要 請

平成29年2月3日22時5分

北海道知事 殿
 泊村長 殿
 共和町長 殿
 岩内町長 殿
 神恵内村長 殿
 寿都町長 殿
 蘭越町長 殿
 ニセコ町長 殿
 倶知安町長 殿
 積丹町長 殿
 古平町長 殿
 仁木町長 殿
 余市町長 殿
 赤井川村長 殿

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部長

北海道電力株式会社泊発電所において、原子力災害対策指針に定める警戒事態に該当する事象が発生したと判断したことから、下記のとおり対応するよう要請する。

記

北海道電力株式会社泊^{とまり}発電所のP A Z及びU P Zに該当する、北海道、泊^{とまりむら}村、共和^{きやうわちやう}町、岩内^{いわないちやう}町、神恵内^{かみえないむら}村、寿都^{すつとちやう}町、蘭越^{らんこしちやう}町、ニセコ^{にせこちやう}町、倶知安^{くつちあんちやう}町、積丹^{しゃこたんちやう}町、古平^{ふるひらちやう}町、仁木^{にきちやう}町、余市^{よいちちやう}町、赤井川^{あかいがわむら}村は、連絡体制の確立等の必要な体制をとること。

P A Zに該当する町村においては、暴風雪警報が発表され、数年に一度の猛吹雪となるおそれがあることから、外出を控える等により、暴風雪からの安全確保を優先すること。その上で、暴風雪からの安全が確保できる場合において、以下の原子力災害に係る避難準備行動等の対応をとること。

- ・ P A Zに該当する町村の住民であって施設敷地緊急事態要避難者は、避難準備を実施すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は屋内退避の準備を実施すること。
- ・ P A Zの地方公共団体は、P A Zに該当する町村の住民であって、施設敷地緊急事態要避難者に対する安定ヨウ素剤の配布準備を行うこと。

北海道は、原子力規制委員会による緊急時モニタリングセンターの立ち上げの準備に協力するとともに、緊急時モニタリングの準備を実施すること。

P A Z及びU P Zに該当する町村の住民、一時滞在者その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

暴風雪（猛吹雪や交通障害）との複合災害時における原子力災害に係る避難等に関する基本的考え方（人命へのリスクを踏まえ、暴風雪からの安全確保を優先）に基づく要請文

北海道電力株式会社泊^{とまり}発電所のP A Z及びU P Zに該当する、北海道、泊^{とまりむら}村、共和^{きやうわちやう}町、岩内^{いわないちやう}町、神恵内^{かみえないむら}村、寿都^{すつとちやう}町、蘭越^{らんこしちやう}町、ニセコ^{にせこちやう}町、倶知安^{くつちあんちやう}町、積丹^{しゃこたんちやう}町、古平^{ふるひらちやう}町、仁木^{にきちやう}町、余市^{よいちちやう}町、赤井川^{あかいがわむら}村は、連絡体制の確立等の必要な体制をとること。

P A Zに該当する町村においては、暴風雪警報が発表され、数年に一度の猛吹雪となるおそれがあることから、外出を控える等により、暴風雪からの安全確保を優先すること。その上で、暴風雪からの安全が確保できる場合において、以下の原子力災害に係る避難準備行動等の対応をとること。

- ・ P A Zに該当する町村の住民であって施設敷地緊急事態要避難者は、避難準備を実施すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は屋内退避の準備を実施すること。
- ・ P A Zの地方公共団体は、P A Zに該当する町村の住民であって、施設敷地緊急事態要避難者に対する安定ヨウ素剤の配布準備を行うこと。

北海道は、原子力規制委員会による緊急時モニタリングセンターの立ち上げの準備に協力するとともに、緊急時モニタリングの準備を実施すること。

P A Z及びU P Zに該当する町村の住民、一時滞在者その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

施設敷地緊急事態要避難者の防護措置

北海道電力株式会社泊発電所のP A Zにおける、以下の施設敷地緊急事態要避難者（家族、支援者を含む）を対象に避難を実施（対象：2町村1,739人）

- ü 学校・保育所・幼稚園の児童等
- ü 社会福祉施設の入所者
- ü 在宅の避難行動要支援者
- ü 安定ヨウ素剤を服用できない者

<防護措置の基本的考え方>

- 1 暴風雪警報が発表され、数年に一度の猛吹雪となるおそれがあることから、外出を控える等により、暴風雪に対する安全確保を優先すること。その上で、今後天候が回復するなど、暴風雪に対する安全が確保できる場合には、原子力災害に係る避難行動等の以下の対応をとること。
なお、状況によっては、夜間の避難となる可能性があることから、防寒対策等、安全に十分配慮すること。

【泊村】

- 1 泊村の施設敷地緊急事態要避難者は、安定ヨウ素剤の配布を受け、自家用車及び避難車両により、一時滞在場所（札幌市南区体育館）を經由して、札幌市の避難先に避難する。社会福祉施設（むつみ荘）の入所者は、黒松内町の社会福祉施設（黒松内つくし園）に避難する。

【共和町】

- Ⅰ 共和町の施設敷地緊急事態要避難者は、安定ヨウ素剤の配布を受け、避難計画に定められたバス集合場所に集合し、避難用車両により、留寿都村の避難先（兼一時滞在場所）に避難する。
- Ⅰ 無理に避難すると健康リスクが高まる者については、福祉車両でP A Z圏外の放射線防護施設（みのりの里）に移動し、屋内退避を実施する。
岩内町については、P A Z内に住民なし。

一般住民への措置

【P A Z】

- Ⅰ P A Zにおける住民（施設敷地緊急事態要避難者を除く）に対しては、避難準備を要請。

【U P Z】

- Ⅰ U P Zにおける全ての住民を対象に屋内退避の準備を要請。